

No.1

議会事務局
処 理 欄

令和 7 年 1 月 3 1 日 受付
質 問 順 位 第 1 番

令和 7 年 1 月 3 1 日

南 知 多 町 議 会 議 長 殿

南知多町議会議員

内 田 保

一 般 質 問 通 告 書

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
1 戦後 80 年、 町としての 平和行政の 姿勢と 取り組みを 問う	日本被団協がノーベル平和賞を受賞した。 町長は、平和首長会議に参加している。平和首長会議は、「加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的規模で喚起するとともに、人類の生存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらに、難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与する」ことを目的としている。 知多地方で、非核宣言や平和宣言をしていない市町は南知多町と東海市だけである。東海市は、中学 2 年生を毎年沖縄に派遣している。戦後 80 年の南知多町としての平和行政への姿勢と取り組みを問う。 (1) 町長として、日本被団協のノーベル平和賞の受賞をどう受け止め、被爆者救済・核兵器廃絶に対してどう考えるか。 (2) 現在、町に在住する被爆者の方は何人いるのか。また、その方々への町としての支援はしているのか。 (3) 南知多町として、美浜町等で宣言している「非核・平和都市宣言」を今後提案する考えはあるか。 (4) 今年の平和行政の取り組みとして、パネル展示だけでなく、児童・生徒の作品展示、原爆記録映画の上映、被爆者の講演、児童生徒の広島への派遣等、被爆の実相を伝えるための多様な企画をしてはどうか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
2 「選挙公報発行」 条例の制定を	「選挙公報」がなく、何を目的としてこの南知多町の議員・町長になろうとしているのかが公には知らされない。このような選挙をしている市町は、知多半島では南知多町だけである。「ポスターだけでは全く分かりません。誰を選んだらいいのですか。」とは、ある町民の声である。 町民の選択の権利を保障するためにある「選挙公報」発行の本質的意義を無視して、島への交通不便を理由に選挙公報の発行を曖昧にするのはもうやめにしなくてはいけない。 西尾市の佐久島では条件整備がされて、選挙公報は有権者世帯に配布されている。以前も質問したが、「選挙民主主義の遅れた南知多町」と言う汚名を払拭するために質問する。 (1) 2017年9月議会での選挙公報発行についての私の質問に対して「選挙公報は当該選挙において有権者が各候補者の氏名・経歴・政見を知る有効な手段の一つ」また「選挙公報は、候補者の政策を公平に比較できる手段であり、選挙への関心を高めるものだ」という回答だった。町の認識は変わっていないか。 (2) 西尾市の佐久島では、衆・参・知事・市長・市議のすべての選挙で中日新聞や他の手段を利用して有権者世帯に選挙公報をポストインしている。合わせて西尾市のホームページにも選挙公報をすぐ上げているとのことである。波が荒れてどうしても島に配布出来ない場合は区長さんに事情を説明するとともに、ホームページに選挙公報を掲載したことを連絡し対応しているとのことである。 西尾市のように選挙公報をホームページへ掲載し、かつ選挙公報も発行し届けるという西尾市の取り組みをどのように考えるか。 (3) 今後、町議会議員選挙・町長選挙が予定されている。町長は、町民に責任をもつために、選挙公報条例を提案するつもりはあるのか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
3 住民が安心して生活できる再配置計画を	再配置計画で、令和7年度までに廃止や売却予定になる施設は、日間賀島資料館、旧大井小、旧師崎中、師崎児童図書館分館、南知多町公民館（豊浜）、公民館内海分館、内海サービスセンター、山海ふれあい会館：貸館、山海ふれあい会館：図書、山海ふれあい会館グラウンドである。廃止・売却について一部の施設について切実な住民の声を質問しその改善を求める。 (1) 公民館内海分館については、売却もしくは解体が始まるまでは利用したいとの声も聞いている。限定的な使用見直しはできないか。 (2) 内海サービスセンターが南知多町町民会館図書室内に移転される予定である。しかし、現在の位置より坂もあり、高齢者は歩いてはいけない。自転車でも難しい。海っ子バスも通らない。海っ子バスのバス停新設は検討されるのか。住民票等コンビニ発行の整備はどうなっているか。 (3) 日間賀島資料館の漁業資料や山海ふれあい会館の郷土資料は豊丘むくろじ会館の体育館にどの程度移設できているのか。また、山海ふれあい会館のグラウンドはグラウンドゴルフやサッカーなどに利用したいとの声が強い。限定的な使用許可を考えるべきでないか。 (4) 旧師崎中のグラウンドや体育館もまだ新しい。利用者からは是非利用したいとの声もある。売却が決まるまでは、条件を付け利用継続を許可すべきでないか。 (5) 山海の松原地区等の海側の住民の避難は、ホテルの活用や岩屋方面への避難、そして、当面は、利用可能年数 30 年あるふれあい会館の利用を残すべきではないか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
4 高齢者・障がい者のための交通システムの整備を	町民の日常生活には家から出かけられる手段が必要である。全国でも交通難民、買い物難民が大きな問題となっている。「交通」は、衣食住に加えるべき人権である。自己責任でなく、自治体の責務が大きい。 高齢者率 40%の町の未来は、免許返納者の増加も見通した政策が必要である。通院や買い物をしたくてもバスの通らない高齢者の地域、またバス停に行きにくい高齢者や障がい者ための交通移動手段の確保が必要である。以下質問する。 (1) 国土交通省のデマンド交通（需要応答交通）例に学び、町として現在どのような交通システムを考えているのか。 (2) 75 歳以上の海っ子バスの敬老パスの実現が必要に思うがどうか。 (3) 車椅子対応の介護タクシーも少なく、病院の予定も合わせることが困難であるため、結果的に自分の子ども等に頼まざるを得ないと訴えている。障がい者が自家用車等を利用して通院・買い物する場合も、一定の燃料費補助制度が町として必要である。今ある「障害児（者）通園通学費扶助」を通学・通園・通所だけでなく、通院・買い物等にも拡大し応援すべきではないか。 (4) ひとり暮らしの高齢者は 1,514 人（R6. 3. 31）、障がい者は 1,074 人（R 6 年度）となっている。一度これらすべての方にアンケートをとって現在の生活で必要な交通整備や困りごと等の要望を聞いたらどうか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長